

荷主関係団体等 各位

近畿運輸局
各府県(大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山・兵庫)労働局
近畿農政局
近畿経済産業局
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

大雪等異常気象時の運送依頼における配慮について（協力依頼）

平素より、トラック事業における適正取引及び働き方改革への取組に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

異常気象時の道路状況は、運転技術に優れた長年の経験を有するベテランドライバーであっても予測困難であり、運転操作が極めて困難であるため、国土交通省では「異常気象時における措置の目安」を別表のとおり定めております。

貨物運送にあたり、大雪などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じ、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合に荷主の承諾が必要となる場合であっても、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、ドライバーの生命・身体の安全を最優先とし、運送経路の変更や運送の中止など必要な配慮をお願いいたします。

つきましては、ドライバーの生命・身体を守り、物流機能の維持を図るため、今般の趣旨についてご理解いただき、以下の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願いいたします。

なお、「異常気象時における運行指示」は、国土交通省トラック・物流荷主特別対策室員（トラック・物流Gメン）による是正指導（働きかけ、要請、勧告・公表）の対象となる「違反原因行為」に該当する場合がありますので、あわせて周知いただければ幸いです。

【要請事項】

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止の必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、ドライバーの安全を最優先とし、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いいたします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、輸送の安全の確保及び持続的な物流機能の維持にご協力をお願いいたします。

【別表】 異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討すべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討すべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討すべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。